

全国市長会
決議

平成 25 年 6 月 5 日
第 83 回全国市長会議決定

目 次

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議	・ ・	1
地震・津波等防災対策の充実強化に関する決議	・	8
東京電力福島第一原子力発電所事故への 対応と原子力安全対策等に関する決議	・ ・	11
真の分権型社会の実現を求める決議	・ ・ ・ ・ ・	18
国による地方公務員給与削減要請に対する決議	・	21
都市税財源の充実強化に関する決議	・ ・ ・ ・ ・	22
社会保障制度の充実強化に関する決議	・ ・ ・ ・ ・	24

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から2年余りが経過した。この間、被災自治体の懸命の復旧・復興に向けた努力はもとより、全国の自治体からの人的・物的支援と連携により、被災地の復旧・復興が着実に進んできたところである。

しかし、ライフライン・公共施設等の復旧や耐震化の推進、住民の集団移転や被災者の生活再建への対応、農林水産業や被災企業への再生支援など未だ多くの課題が山積している。

加えて、復旧から復興へと段階が進むなかで、新たな課題が次々と生じ、被災自治体はそれらへの対応を迫られている。

国においては、これまでも数次に亘る復興交付金の交付や関連法の制定など様々な支援策を講じてきているが、被災した自治体において、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組みを加速していくためにも、予算や制度の拡充・強化を始めとして、復興に係る各種作成資料や国等との協議の簡素化、土地利用に係る許可等の緩和措置、制度の柔軟な運用等のさらなる取組み等が必要である。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興の実現に向けて、住民、被災自治体及び人的・物的支援や避難者支援を行う自治体に対し、下記事項について迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 復旧・復興事業の実態に即した支援等について

- (1) 東日本大震災復興交付金について、必要な財源を確保するとともに、被災地の現状に照らし、5年間となっている事業期間を延伸することはもとより、交付金事業計画について地域ごとの実情を十分に配慮の上、早期に幅広く採択するとともに、被災自治体が提案する復興に必要な事業を基幹事業に追加する等、被災自治体の意見を踏まえた一層の柔軟な運用を行うこと。
- (2) 災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等の地方財政措置を、復興事業が完了するまでの間、継続的に講じること。
- (3) 普通交付税の減額や税制改革に伴う財政への影響は、被災自治体にとって非常に大きいものであるため、被災地の特殊事情を考慮した財政支援措置の拡充を図ること。

- (4) 震災被害による移転跡地について、居住系から非居住系に土地利用の転換を図らざるを得ない状況にあり、早期復興を実現するため、移転跡地整備に関する新たな支援制度を構築すること。
- (5) 内陸部において、津波被害地域の堤防建設事業等に使用される土砂を運搬する大型車両の通行量の増加により破損した市道等の路面復旧費や土砂採取周辺住民対策費について財政支援を実施すること。また、震災復旧工事に伴う土砂採取情報（採取場所・期間、大型車両の運行経路等）を関係自治体に事前に情報提供すること。
- (6) 震災による行方不明者について、復旧が進まず浸水したままの地区においては、今後も捜索活動を継続すること。併せて、身元不明者についても、引続きDNA鑑定や似顔絵を公表することで、早期判明に努めること。
- (7) 農業相続人に課せられる農地等の相続税について、復興事業を早期に進めるため、一定の条件下で猶予される相続税の免除要件を緩和する措置を講じること。
- (8) やむを得ず年度内に完了しない繰越明許事業については、平成 23 年度補正予算で措置された事業に限らず、事故繰越しの承認手続きにおいて、繰越事由の一本化や提出書類の削減、複数回の承認などの措置を講じること。
- (9) 資材費や人件費の高騰などにより増額した経費に対する地方負担の軽減策として、既存の補助制度の拡充や新たな財政支援制度を構築すること。また、技術者不足による入札不調に対応するため、技術者の専任を必要とする建設工事の対象金額を拡大する措置を講じること。
- (10) 防災集団移転促進事業に係る移転促進区域内の土地の買取について、墓地、寺院、集会所、山林等の買取対象外の土地が点在し、買取後の一体的な土地利用計画を検討する上で支障となっていることから、移転促進区域内については、全ての土地を買取できるよう事業の弾力的な運用を可能とすること。また、すべての土地を買取できない場合は、防災集団移転促進事業で取得した土地と買取できない土地との交換を可能とすること。
- (11) 市町村の復興計画に基づく鉄道敷のかさ上げ等、鉄道復旧に関わるまちづくり事業について、市町村に負担が生じないよう財政支援措置を拡充すること。
- (12) 震災による家屋解体撤去は、震災後 3 年以内に完了するよう国の方針が示されているが、未だ解体できない家屋が残っていることから、移転先地の整備完了まで撤去期限の延長を認めること。
- (13) 被災地における復興を推進するため、復興に係る計画策定や交付金申請等にお

ける資料作成や国等との協議の簡素化、土地利用に係る許可や要件の緩和措置を講じること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 東日本大震災特別家賃低減事業期間は、災害公営住宅等の管理開始後 10 年間でされているが、被災した低所得者が 10 年後から支払う家賃が増えることは大きな負担であることから、事業期間を延長すること。また、5 年後から地方公共団体の負担割合が増えるとされているが、5 年以降も負担割合を据え置くこと。
- (2) 住まいの再建、生業の再生など、未だ多くの課題を抱え、市民生活は厳しい状況が続いている中、消費税率の引上げは被災者・事業者等の大きな負担となることから、防災集団移転促進事業等により住宅再建に取り組む際には増税前後で不公平が生じないように引上げ前の税率を適用するなど、被災地の実情に配慮した特例措置を創設すること。
- (3) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対して、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制が可能となるよう復興加配教員等の継続した配置を図ること。また、震災による PTSD を要する児童・生徒への対応など、多様化・複雑化する児童生徒への対応を充実させるため、教諭はもとより養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図るとともに、緊急スクールカウンセラー等派遣事業を継続実施すること。
- (4) 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用した就学援助費による通学補助制度について、学校の移転整備が完了するまでの間、支援を継続すること。
- (5) 災害援護資金貸付制度について、国において確実な予算の確保に努め、津波により住家全体が流出した場合など被害が甚大な世帯に対する貸付限度額の引上げなど制度の拡充を図ること。また、住家への被害がなく家財被害のみの貸付については必要性が薄れていることから、申請期限の短縮について検討すること。さらに、小規模個人再生手続等により債務者の償還額が減額となる場合、市町村の負担が生じないように措置を講じること。
- (6) 被災者生活再建支援制度について、津波により住家全体が流失した世帯など、住家被害が甚大な場合は特段の支援が必要であることから、世帯要件の緩和や付帯施設等への適用対象の拡大等制度の拡充を図ること。
- (7) 被災者の孤立防止のための見守りやコミュニティづくり、心のケアを含む健康支援など、生活再建に向けた各種支援施策を被災自治体や被災者を支援する団体

等が継続的、安定的に実施できるよう、「地域支え合い体制づくり事業」をはじめ、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。

- (8) 被災した医療機関の一日も早い再建や常勤医師の地域的偏在の是正に向けた取組みを強化し、地域住民が安心して暮らせるよう医療環境の充実を図ること。
- (9) 被災地においては、介護職員の求職者数が低調で、地域内での介護サービスに要する職員の確保が極めて難しい状況にあるほか、被災地の居住・生活基盤が整わない中、他地域からの介護職員の就業も困難な状況となっていることから、被災地に配慮した介護職員確保対策について財政支援を行うこと。
- (10) 被災者の生活再建を支援する国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の一部負担金等免除措置について、被災自治体の保険財政が逼迫することなく実施できるよう、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成24年10月以降の自治体負担分についても、遡及して全額補填を実施すること。併せて、被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (11) 災害公営住宅（戸建住宅）について、東日本大震災復興特別区域法により建設から5年経過すると払下げが可能となるが、払下げを受けずに退去する居住者が増加した場合、空家が多数発生することが懸念されることから、譲渡価格の引下げなどの緩和措置を講じること。

3. 東日本大震災にかかる被災地・避難者支援について

- (1) 避難者が安心して避難先での生活を送れるよう、避難者の現状及びニーズを把握し、被災県などと連携を取りながら適切な措置を講じること。
- (2) 避難者が今後の進路を決断できるような個々具体的な相談ができる体制を国の責任において、避難先地域で構築すること。
- (3) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (4) 大規模災害時における自治体、関係機関・団体による迅速で広域的な官民連携の支援体制を図り、被災地を積極的に支援できるよう、責任・権限・財源を踏まえた広域災害復旧復興支援に係る制度設計を講じること。
- (5) 復興事業の実施にあたり、現在、全国の地方自治体からの派遣職員が復興業務に携っており、増大する業務量への対応を図るため、復興を遂げるまでの間、被災市町村への職員派遣について必要な措置を講じること。

- (6) 職員派遣に係る調整事務や自治体元職員の採用事務等について負担が大きいことから、これらを国又は県が行う枠組みを創設すること。
- (7) 東日本大震災からの復興に向けて、国が要請する災害廃棄物の広域処理について、安全性に関する説明責任を十分果たすなど支援体制の充実に努めること。

4. 地域産業の復興・再生に対する支援について

- (1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）について、使い勝手の向上とそれに伴う利用企業のすそ野を拡大するため、復興を目指す中小企業者が単独でも申請できるよう制度の拡充を図ること。
- (2) 東北地方の高速道路の利用料の減免及び旅客事業者への補助等の観光振興に係る支援措置を実施すること。
- (3) 既存のインターチェンジを活用し、安定した雇用の確保や企業の受け皿としての拠点づくりを図るため、既存インターチェンジ周辺の整備・開発のための土地利用に係る規制緩和及び財政措置を講じること。
- (4) 津波等により著しい被害を受けた地域において、単なる現況への復旧にとどまらず、より生産性が高く成長力のある先進的な農業の形態を構築するため、新たに必要となる農業用機械、農業用施設等の整備について、被災地の実情に合わせて真に使い勝手のよい制度とすること。
- (5) 震災以降人口流出が進み、地域活力の低下が懸念されている海浜エリアに人を呼び戻し、地域の再活性化を図るため、海浜公園やサイクルロード等の整備等、海浜エリアの環境整備にかかる制度を創設すること。

5. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 漁業集落防災機能強化事業による民有地の嵩上げ及びレベル2津波に対する孤立世帯防止のための避難道の整備等事業制度の拡充を講じること。
- (2) 既存水道管の撤去費用について、財政支援の対象となるよう制度の拡充を図ること。また、水道施設の再構築について、国庫補助制度を創設し補助対象とするとともに、水道施設の耐震化に対する国庫補助要件を緩和し、補助率の嵩上げを行うこと。
- (3) 地域の安全性を確保し、更なる復興を図るため、高度経済成長期に整備した公共施設の老朽化が進んでいることを踏まえ、市民の安全・安心な生活に直結する上下水道施設や、道路・橋梁・砂防ダム等の公共施設の維持補修、改修工事、撤

- 去にかかる費用について財政支援措置を拡充すること。
- (4) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。
 - (5) 被災地が公共施設等の再建を確実にできるよう、緊急防災・減災事業債を継続し、最優先に被災地に配分すること。
 - (6) 公立社会教育施設について、災害復旧完了までに係る財政措置を講じること。
また、災害復旧への支援は現状復旧が原則であるが、昨今の住民ニーズ等と機能や構造等に差異があることから、これらの取扱いについて柔軟に対応すること。
 - (7) 公共施設の耐震化を早期に完了するため補助制度のなお一層の充実を図ること。
 - (8) 平成 27 年度までの地震防災対策特別措置法の改正がなされたが、I s 値の数値の大小に関わらず耐震補強工事対象の建物全てについて同様の補助率の維持、予算措置をするとともに、補助金の算定に当たっては、実際の工事費と遜色ないよう、単価の補正（特別加算）措置を講じること。
 - (9) 耐震化が必要な公立保育所について、耐震診断及び耐震化工事についての補助要件を緩和するなど、抜本的な見直しを図るとともに、平成 25 年度実施分から遡及して適用するといった柔軟な対応をすること。また、私立保育所についても公立保育所と同様に耐震診断に係る経費についての補助制度を適用すること。
 - (10) 学校の高台移転に際し、防災機能や省エネ・創エネ施設を兼ね備えた施設の整備や、学校統合による通学路変更に伴う通学路設置・通学バス・歩道拡幅及び防護柵等の設置を行う必要があることから、必要な財政措置を講じること。

6. 鉄道・道路・港湾等の整備促進について

- (1) 鉄道の復旧に向けて、まちづくりとの調整や復旧費用の負担などの課題を速やかに解決し、復旧を早期に決定できるよう、東日本旅客鉄道株式会社に対し、助言、指導すること。
- (2) 鉄道復旧までの間の代替交通を確保するために必要な財政支援を行うこと。
- (3) 道路の防災・震災対策等の事業推進のため創設された国庫補助事業である「社会資本整備総合交付金（復興枠）」については、平成 26 年度以降も継続すること。
- (4) 仮設住宅が解消されるまでの間、仮設住宅からの公共交通を確保するため、特定被災地域公共交通調査事業を継続すること。
- (5) 被災自治体が、産業の復興、安全・安心な暮らしが営めるまちづくりを行うため、高速交通網を主軸とした縦貫道と横断道の一体的な道路整備が重要な課題と

なっていることから、復興道路、復興支援道路等の道路を整備促進すること。

- (6) 離島に位置する漁港施設の災害復旧について、離島の实情に合わせた労務単価や台船等の単価を柔軟に見直す措置を講じること。また、津波波圧を考慮した海岸堤防を整備するために必要な設計及び工事費に対する十分な財政措置を講じること。併せて、災害発生年を含め3年以内に災害復旧事業を完了する取扱いについて、期間の延長を行うとともに、十分な財源を確保すること。
- (7) 港湾は、景気浮揚、雇用確保、環境問題への対応など、住民生活や産業振興を支える大変重要な社会基盤であり、被災地の復興を進める上で地域経済活動の拠点として、物流機能の向上と安全性の確保を図っていくことが必要不可欠であることから、湾口防波堤、海岸堤防及び公共ふ頭等の早期復旧を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等の整備を促進すること。
- (8) 再生可能エネルギー産業等の振興を進め、総合エネルギー産業拠点港湾として東北地方の復興を図るため、岸壁、荷役機械及び野積場の一体的な耐震強化及び超大型船（ケープサイズ船）に対応した大水深岸壁の早期整備を図ること。

以上決議する。

平成 25 年 6 月 5 日

全 国 市 長 会

地震・津波等防災対策の充実強化に関する決議

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から2年余りが経過し、都
市自治体においては、この震災を教訓に、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化
を図っているところである。

このような状況の中、政府は、南海トラフで起こり得る最大級の巨大地震・津波が
発生した場合の被害想定を公表し、犠牲者は32万3,000人、被害額は220兆円に上
る等、過去に例を見ないほど甚大な被害が出ると予想している。

また、切迫性が指摘される首都直下地震等の大規模地震、さらには、火山災害、大
型化する台風、頻発する集中豪雨、竜巻等の突風による災害の発生も予想されること
から、これらの災害から、可能な限り被害を最小限に抑止するため、耐震化率の向上
や出火防止対策、住民の避難意識啓発、さらには避難の迅速化等ハード面・ソフト面
の様々な防災・減災対策をより一層進めていくことが急務である。

よって、国は、災害に強いまちづくりを推進し、国民の生命と財産を守るため、下
記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 地震・津波対策の充実強化について

(1) 「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高及び人的・物的被害想定」に
基づき、早急に防波堤、海岸・河川堤防、橋梁などハード対策と情報伝達体制の
充実などソフト対策を組み合わせた抜本的な地震・津波防災対策を策定するとと
もに、この巨大地震対策に関して、財政措置を含めた南海トラフ巨大地震対策特
別措置法（仮称）を制定すること。

また、日本海側及び太平洋側における地震・津波に関する調査研究を積極的に
進め、実効性のある地震・津波の予測と被害想定を示し、地域防災計画の見直し、
並びに防災拠点施設の整備やハザードマップの整備等、防災対策の推進について
支援措置を講じること。

(2) 国民の生命と財産を守る強靱な国土を構築するための「防災・減災等に資する
国土強靱化基本法案」の早期成立を図り、対策を強く推進すること。

(3) 首都地域には、膨大な人口に加え、政治、行政、経済の中核機能が高度に集積
しており、首都直下地震が発生した場合、人的・物的被害が甚大になる上、国民
生活や経済活動が危機的状況に陥ることが懸念されることから、首都圏特有の被
害状況の分析を行った上で、首都直下地震に対する総合的な対策を講じること。

- (4) 広域的で甚大な災害に的確に対処できるよう、国の危機管理組織体制を整備し、国と自治体及び関係機関の緊密な連携により被災地を早急かつ効果的に支援する広域支援体制を構築するとともに、「基幹的広域防災拠点」を全地域に早急に整備すること。
- (5) 津波等の災害発生時においては、正確な災害情報を迅速に住民へ伝達することが不可欠であることから、都市自治体が行う同報系防災行政無線等の整備について、財政措置の拡充を図ること。
- また、津波避難タワーの設置等による津波緊急避難場所の確保、緊急避難場所の避難階段や手すりの整備、避難道路の整備、海拔表示板の設置等、津波に対する防災体制の確立に向けた取組みについて財政措置の拡充を図ること。
- (6) 国道等が津波被害想定区域にあり代替道路もない区域の未整備の高速道路については、救助・救急・物資の緊急搬送に不可欠であるため早期に完成すること。
- また、東日本大震災において高速道路の盛土法面が津波緊急避難に有効であったことから、高台の高速道路施設用地などを緊急避難場所として、早急に利用できるようにすること。
- (7) 津波による被害が想定される地域の住宅等の移転に係る土地利用の規制緩和など、地域の特性と実情を考慮して柔軟に対応すること。
- (8) 耐震化等の推進について
- ① 避難所となる学校施設や防災拠点となる庁舎等の耐震改修及び補強整備を推進するため、財政措置を拡充すること。
 - ② 住民の安全・安心を確保するため、社会教育施設等の公共施設の耐震化について、財政支援の拡充を図ること。
 - ③ 水道施設及び管路の耐震化推進のため、水道水源開発等施設整備費国庫補助金の採択基準を緩和すること。
 - ④ 民間住宅等の耐震改修を促進するための支援措置を充実すること。
- (9) 国は液状化の発生メカニズムの解析と液状化対策の調査研究を進め、液状化の危険性の高い地域の住宅に対する液状化対策基準など、防災・減災対策や、被害が発生した場合の復旧対策に向けた指針を作成するとともに、液状化対策を推進するための法整備や住宅への財政支援制度を早期に確立すること。

2. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 自治体が独自に取り組む被害想定シミュレーションやそれに基づくハザードマップの作成及び改定等、防災体制の確立に向けた取組みについて、財政措置の拡充を図ること。

(2) 火山防災については、大きな被害が懸念される火山灰や融雪型火山泥流等の更なる分析、避難等実際の運用、火山情報の共有化、国・都道府県・地方気象台・火山専門家との連携のあり方など、今後も引き続き、調査・研究を行い、防災対策に係る協議を継続すること。

また、火山情報に応じた高速道路活用の防災体制がとられるよう、その体制整備を図るとともに、避難路・輸送路対策として道路網の整備を早急に行うこと。

(3) 竜巻等局地的な自然災害においても、現行の被災者生活再建支援制度の適用要件の緩和等、弾力的な運用を可能とする制度改正を行うこと。

また、竜巻等の突風の監視・予測技術の高度化、予想情報の公表、住民の避難手段等について必要な措置を講じるとともに、関係機関が連携し竜巻被害の調査・分析を実施し、被害対応モデルの高度化を図ること。

(4) 住民の安全・安心を確保するため、消防・救急無線や防災行政無線の施設整備及びデジタル化に係る整備費用、維持管理費用等について、財政措置を拡充すること。

3. 発災時の支援対策の充実強化について

(1) 被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣等の都市自治体間の支援に係る仕組みの確立と財政措置を講じること。

(2) 災害復旧・復興を早期かつ着実に進めるため、国が負担する災害復旧事業の採択基準の緩和及び事務手続きの簡素化等の措置を講じること。

(3) 帰宅困難者への対策として、一時滞在施設の確保や事業所の社会的責任の明確化を推進するなど、帰宅支援において行政や事業者を含めた関係機関が連携を図れる体制を整備すること。

(4) 大規模災害発生時の支援や受入決定の迅速化を図るため、受入自治体における「費用負担」や「役割」等、避難者支援の枠組みを構築すること。

以上決議する。

平成 25 年 6 月 5 日

全 国 市 長 会

東京電力福島第一原子力発電所事故への 対応と原子力安全対策等に関する決議

東京電力福島第一原子力発電所事故は発生から2年余りが経過した今なお収束の見通しは立っておらず、放射線被ばくによる健康被害への不安、風評被害による観光客の激減など様々な影響を及ぼしている。

そのため、都市自治体は、身体や生活環境への速やかな放射線量低減などの除染対策をはじめ多岐にわたる施策に全力で取り組んでいる。

しかし、本来、原子力政策は、国のエネルギー政策の一環として推進されてきたものであり、国は、原発事故の早期収束へ向けて着実に取り組むとともに、正確な情報の迅速な公表に努め、施設の長期的・安定的な安全管理等について、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに実施しなければならないものである。

よって、国は、原発事故の早期収束と完全な賠償、そして放射性物質による国民・住民生活に対する影響への対応、原子力安全・防災対策の充実、さらには、中・長期的なエネルギー政策の構築等、下記事項について国の責任と財政負担により、万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

(1) 原発事故に関する対応への財政措置等について

- ① 東日本大震災復興交付金の運用に当たって、原子力災害対策についても活用できるように対象要件の緩和や事業の拡充を図ること。
- ② 原発事故に伴う損耗残価率の適用により大幅減収となった固定資産税や都市計画税など、税収の減収分について財政措置を講じること。

(2) 放射性物質の除染対策について

- ① 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや、中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応すること。また、基準値内の一般廃棄物についても、指定廃棄物と一体的な処理を国が責任をもって行うこと。

- ② 地域の除染を迅速に進めるため、除染方法に関する協議を簡素化し、除染実施者である市町村が現場の状況に応じた除染方法や手順を速やかにかつ柔軟に選択することができるよう運用を見直し、除染にかかる経費の対象範囲を拡充すること。また、除染経費について実態に即した標準単価を設定するとともに、国が全額を負担すること。
- ③ 効果が低かった場合や再汚染した場合など、繰り返し除染を実施した場合の経費についても財政措置を講じること。
- ④ 新たな除染手法・技術を検証し、より有効な手法は積極的に採用し、財政措置を講じること。
- ⑤ 都市自治体が必要と認めるホットスポット（低線量の地域の中で局所的に線量が高い箇所等）対策について財政措置を講じること。
- ⑥ 焼却灰等や下水汚泥などの廃棄物の処理については、周辺環境への安全対策に万全を期するとともに、放射能汚染濃度に関わらず、国の責任において、搬出先を早急に確保し処理すること。
- ⑦ 果樹剪定枝、稲わら・たい肥等の副産物、暫定許容値超過のために飼料にできない牧草、出荷制限となった農林水産物や放射性物質により汚染されたイノシシ等の有害鳥獣の捕獲等の処分については、国の責任において仮置場及び焼却施設を早期に設置すること。
- ⑧ 河川等については、国の責任において適切なポイントを選定の上、空間放射線量の測定を実施し、公表すること。また、河川等における除染対策等の方針を早急に示し、国の責任において適切な措置を講じること。
- ⑨ 大気、海水、農地、農林水産物などに対する放射線モニタリング体制の強化を図るとともに、住民の冷静な行動を促す適切な情報伝達体制を構築すること。
- ⑩ ほだ場の環境改善のため、「落葉層除去」によって生じる新たな廃棄物の処分方法を提示するとともに、国の責任と財政負担により特段の措置を講じること。
- ⑪ 東京電力福島第一原子力発電所に保管している放射性汚染水が海洋流出されることがないように、東京電力に対し強く指導すること。
- ⑫ 大規模事業所等に係る除染について具体的な手法を確立するとともに、国の責任において除染すること。
- ⑬ 牧草地の除染を進めるため、人的・物的支援の充実を図ること。

(3) 食品等の安全確保対策への支援について

- ① 水道水の放射性物質の検査については、今後も継続して定期的を実施するとともに、摂取制限等緊急時の飲料水確保のための支援体制を早急に確立すること。
- ② 住民が持ち込む自家消費野菜等の放射能測定事業に対する必要な財政措置と技術的な支援を行うこと。また、今後も長期にわたり子どもたちの被ばく防止や保護者の不安解消などの対策が必要なことから、学校給食など放射性物質測定に要する経費についても継続的な財政措置を講じること。
- ③ 米の全量全袋検査等の経費については、国が全額を負担すること。
- ④ カリ肥料等放射性物質吸収抑制資材の散布に係る費用については、国が全額を負担すること。また、対象農地の調査等事業要件の確認が、都市自治体や事業主体等の負担となることから、これらの調査を国の責任において実施すること。

(4) 原発事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化について

- ① 原子力損害の賠償に関する法律第3条に基づく各被災自治体による損害賠償請求については、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に基づき完全賠償とし、迅速な支払いを行うよう東京電力に対し強く指導すること。
- ② 東京電力に対し、原発事故の原因者としての責任を自覚した上で、多方面にわたる被害の実態を認識し、県境で区別することなく、被災者の立場に立って迅速、適正な賠償を行い、社会的な責任を果たすよう国が指導すること。
- ③ 被災者が公平に賠償を受けられるよう原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にすること。
- ④ 原発事故により風評被害を受けた観光業者及び商工業者や、原木しいたけ等の農林水産物の出荷制限や風評被害など全ての損害について、迅速かつ適正な賠償を行うよう東京電力に対し強く指導すること。
- ⑤ 住民や企業等が自ら行った除染費用については、全額賠償するよう東京電力に対し強く指導すること。
- ⑥ 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び東京電力が主体となり、各種窓口を一元化するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を常駐させること。
- ⑦ 国は、住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくさ

れている現状を受け止め、引き続き自主的避難等に係る損害について、被害の実態に見合った賠償が行われるよう指導すること。

- ⑧ 旧屋内退避区域と旧緊急時避難準備区域における避難指示区域解除後の賠償期間の公平な取扱いを行うとともに、旧屋内退避区域に係る財物賠償について速やかに対応すること。

(5) 医師確保対策等について

- ① 原発被災地へ不足する医師・看護師等の医療スタッフを配置するとともに、原発事故に伴い避難等指定区域以外の地域でも、医師、検査技師、看護師等の医療従事者の流出による人手不足が深刻化していることから、これら医療従事者の確保については、国の施策により早急に対策を講じること。

また、私的病院の医療体制の確保を図るため、所要の財政措置を講じること。

- ② 医療機関の甲状腺検査に関する人材育成、機器整備等に対する支援を行うこと。

(6) 住民の健康確保について

- ① 全国に避難している住民も含めた内部被ばく検査環境の整備を早急に進めるとともに、内部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用や外部被ばく量を測定するための個人線量計（バッジ式線量計）について財政措置を講じること。また、これら対策の実現に当たっては、関係都市自治体への説明及び意見交換を早急に行うこと。

- ② 「子ども・被災者生活支援法」の具体的対応に向けた基本方針を早期に策定すること。また、同法に定める支援対象地域の設定については、合理的に説明できるものにする。

- ③ 子ども元気復活交付金については、子どもの心身をケアする施策を対象とするなど、被災地の実情に沿った柔軟な運用を行うこと。

- ④ 全国民に対し、放射能及びその健康に及ぼす影響に関する正しい知識を啓発すること。

- ⑤ 子どもの学習環境の整備及び健康管理のため、公立学校への空調設備（エアコン）設置費用について、国が全額を負担すること。

(7) 自主避難者等に対する生活再建支援について

- ① 「子ども・被災者生活支援法」及び基本方針に基づく自主避難者を含めた避難者対策を速やかに実施すること。

- ② 新たに創設された「長期避難者生活拠点形成交付金」等の制度については、

被災地域の実情に合わせて運用すること。

- ③ 避難者が安心して避難先での生活を送れるよう、避難者の現状及びニーズの把握、個々具体的な相談体制の構築について、被災県などと連携を取りながら適切な措置を講じること。

また、避難者受入市町村の負担が生じないよう、受入に伴い生じている特例事務以外の行政サービスについても財政措置を講じること。

(8) 風評被害対策及び産業の流出防止対策の充実について

- ① 消費者に対し、放射性物質の基準値を下回った農林水産物の安全と安心について、積極的かつきめ細やかに説明し、冷静な判断材料を提供するとともに、消費者の安全で安心な消費生活の実現を図るため、地方消費者行政活性化交付金制度を平成 26 年度以降も継続すること。

また、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。

- ② 風評被害払拭のため、広報・PR に対する支援、国内外からの観光誘客や大規模な国際会議等の開催・誘致等幅広い施策を講じること。
- ③ 風評被害も含めあらゆる分野において厳しい状況が続いていることから、地域経済の活性化と安定した雇用の創出を図るため、新たな企業誘致に繋がる工業団地整備に対する補助制度を創設すること。
- ④ 観光誘客を推進するため、観光道路の整備をはじめ各種施策等に要する費用について、財政措置を講じること。
- ⑤ 各関係特区の新設及び変更にあたっては、対象地域及び対象業種を被災地の意向のとおり認めること。
- ⑥ 被災地からの産業の流出を防止するため、幅広い業種の企業を対象として、従来の枠にとらわれない税制の特例、電気料金等公共料金の優遇等の思い切った優遇策を講じる制度を創設すること。

また、東北電力が計画している電気料金の値上げは、被災地の復興に向けた必死の取組みに水を差し、復興への歩みを停滞させることは必至であるので、その実施にあたっては、被災地の負担軽減など復興に支障が生じないよう特段の措置を講じること。

- ⑦ しいたけ生産サイクルの回復と経営再建のための支援制度を創設すること。

2. 原子力安全・防災対策の充実について

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保について

東京電力福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、安全評価について慎重を期し、その結果を分かりやすく説明すること。

(2) 原子力防災体制の抜本的見直しについて

① 原子力関係施設に対する地震・津波対策など安全審査基準を強化することにより安全の徹底を図るとともに、各種防護対策の具体的な内容やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）についての検討結果を早急に示すなど、万全な防災対策を構築すること。

また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安解消に努めること。

② 原子力災害対策指針における 30km 圏外の地域に対する原子力防災指針の見直しに当たっては、原子力防災対策の基準や対策の具体的な内容を速やかに明らかにするとともに、地域防災計画に基づく対策に要する費用について十分な財政措置を講じること。

③ 原子力災害時における広域避難等の行動指針や基準を早急に構築すること。

④ 避難区域や住民避難の設定基準について、市町村の意見を十分に踏まえたうえで具体的な方針を示し、避難手段となる公共交通機関、自衛隊、海上保安庁等の関係機関及び受入自治体・福祉施設等との協力・支援体制を確立すること。

⑤ 住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原子力防災機材等の増設・整備を適切に行うこと。

⑥ 地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画の実効性を高めるため、未解決課題の方針を示すとともに、周辺自治体の意見を十分踏まえ、国・県が連携して支援すること。

⑦ 原子力発電所に隣接する都市自治体においては、今後の原子力防災対策に多大な経費が必要になることから、適切な財政措置を講じること。

⑧ 都市自治体における原子力専門職員等の配置・養成に対する支援措置を講じること。

(3) 原発事故に対する危機管理体制の強化について

① 通常時から都道府県、市町村及び事業者間の連携を図り、危機管理体制を整えるとともに、稼働中の原子力発電所の運転状況と安全対策に関する情報が共

有できるようにすること。

- ② 原子力施設の安全規制において、原発立地自治体が結んでいる「安全協定」のあり方を検証し、国、立地県、立地市町村、周辺市町村の役割分担と関わりを整理しつつ、安全規制及び防災対策上の位置付けを明確化すること。

3. 中・長期的なエネルギー政策について

地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。

以上決議する。

平成 25 年 6 月 5 日

全 国 市 長 会

真の分権型社会の実現を求める決議

地方分権の歩みの端緒となった平成5年の衆参両院による「地方分権の推進に関する決議」から、今年が20年の節目の年に当たる。

現在進められている第Ⅱ期地方分権改革においては、国と地方の協議の場に関する法律や第1次一括法、第2次一括法等が成立・施行されるとともに、第3次一括法案が今通常国会に提出されるなど、真の分権型社会の実現へ向けた歩みが進んでいるところである。

政府においては、「地方分権改革推進本部」を設置するとともに、地方分権改革担当大臣の下に「地方分権改革有識者会議」を設置するなど、地方分権改革の推進に向けて積極的に取り組んでいることは評価するものである。

しかしながら、これまでに本会が提言・提案した事項や、地方分権改革推進委員会の勧告事項に係る権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなど、未だ多くの課題が残されている状況にあり、それぞれの地域が元気を取り戻し、地域が活性化するためには、さらなる改革を行うことが不可欠である。

また、都市自治体が、社会保障サービス等の増大する財政需要に的確に対応することができるよう、都市税財源の充実強化を図ることが必要である。

このため、住民生活や地方に関わる事項の制度設計や政策の具体化に際しては、国と地方の協議の場において真摯に協議を行うとともに、住民と直に向き合っている都市自治体の意見を十分に尊重し、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を強力に推進することが必要である。

よって、国は、真の分権型社会の実現を図るため、下記事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 第3次一括法案の早期成立

真の分権型社会を実現するための改革を着実に推進する観点から、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第3次一括法案)の早期成立を図ること。

また、都市自治体が条例化等に向けて十分な時間的余裕を持って検討等が行えるよう、早めの情報提供など適切な措置を講じること。

2. 都市自治体への権限移譲の推進

地域に住む住民自らが自主的、自律的に地域の活力の創造を図ることができるようにするため、国・都道府県・市町村の役割分担を明確にした上で、「基礎自治体優先の原則」、「補完性・近接性の原理」に基づき、第2次一括法及び第3次一括法案に盛り込まれた事項にとどまることなく、地域の総合行政主体としての都市自治体に対して、本会が提案している具体的事項をはじめとして制度単位での包括的な権限を移譲し、都市自治体が総合的、一体的に事務事業を実施できるようにするとともに、移譲された事務を円滑に実施するため必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権の拡大

法令による義務付け・枠付けについては、第1次一括法、第2次一括法及び第3次一括法案に盛り込まれた事項にとどまることなく、本会が提案している具体的事項をはじめ、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って廃止を原則とした見直しを行うこと。

4. 多様で柔軟性のある都市制度の構築

地域の自主性を高めるとともに、地域の自律的發展に資するため、都市自治体の意見を十分踏まえた多様で柔軟性のある都市制度を構築すること。

また、地方教育行政体制のあり方の検討に当たっては、都市自治体の意見を十分聴取し、教育委員会設置の選択制を含め、都市自治体が地域の実情に応じた教育行政を責任を持って展開できるようにすること。

5. 地方税財政の充実強化

地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

6. 国と地方の協議の場の適切かつ実効ある運営

地方行財政や自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、事前に国と地方の協議の場において十分協議を行うとともに、国と地方の協議の場を実効ある運営とするため、具体的な事項の協議に当たっては、地方からの意見を制度設計等に的確に反映することができるよう、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、分科会等の積極的な活用を図ること。

以上決議する。

平成 25 年 6 月 5 日

全 国 市 長 会

国による地方公務員給与削減要請に対する決議

本来、条例により地方が自主的に決定すべき地方公務員給与について、国は、都市自治体がこれまで国に先駆けて行ってきた総人件費の削減等の行革努力を一顧だにせず、ラスパイレス指数の単年比較のみでその引下げを要請したことは、自治の本旨に悖るものであり、誠に遺憾である。

加えて、国が、地方固有の財源である地方交付税を地方公務員給与削減のための政策誘導手段として用いたことは、財政自主権を蔑ろにするものであり、到底容認できるものではない。

そもそもわが国内政は、国と地方が信頼し合い、連携して、それぞれの責務を担って国民・住民の安全・安心のための施策を実施する仕組みとなっている。

今回のように、地方公務員の給与削減が、わずか1回の「国と地方の協議の場」に提示されただけで、なんら議論もなされず実行されたことは、国と地方の信頼関係を大きく損なうものである。

衆参両院の総務委員会における地方交付税法の審議に際して、「地方公務員給与は各地方公共団体が地方公務員法の規定に基づき自らが決定するものであることを基本として対処すること」とした決議がなされたことは、国会の良識が示されたものであり、これを重く受け止めるべきである。

今後、国は、国・地方を通じる中長期の公務員の給与・定数のあり方や地方行財政のあり方等地方にかかわる重要な課題については、「国と地方の協議の場」における十分な議論を経て決定すべきことを強く求めるものである。

以上決議する。

平成 25 年 6 月 5 日

全 国 市 長 会

都市税財源の充実強化に関する決議

今日の地方財政は、社会保障関係費の自然増や防災・減災事業、地域の活性化等の課題に対応するために必要な財源が年々増加していることなどにより、徹底した行財政改革努力にもかかわらずなお巨額の財源不足が生じている。本来は、地方交付税の法定率の引上げ等により対処すべきであるが、臨時財政対策債等による財源補てん措置により一般財源総額が確保されているところである。

平成 25 年度地方財政計画において、国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、地方固有の財源である地方交付税を一方的に削減したことは断じて許されるものではない。

都市自治体は、住民の最も身近なところで福祉、医療、介護、教育、消防、清掃など住民生活に直結した広範な行政サービスを担っており、都市の財政需要は、今後も増加し続けるものと見込まれる。とりわけ、住民の安全・安心な生活を守るため、老朽化した道路・橋梁、学校施設等を改修するなど喫緊の課題も抱えており、それらに対応するためには安定的な財源の確保が不可欠である。

よって、国は、都市自治体の行政の現場の実態をよく踏まえ、都市税財源の充実強化を図るべきであり、下記事項の実現を強く要請する。

記

1. 地方税財源の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されており、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう安定的な代替財源を必ず確保し、この措置が同時に実施されない限りは、現行制度を堅持すること。

また、自動車重量税の見直しに当たっては、今後、都市自治体においても、道

路の維持管理・更新等に多額の財源が必要となることから、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

- (3) 償却資産に対する固定資産税は、資産課税としての性格を踏まえ、「機械及び装置」に対する課税や取得価額の5%を評価額の最低限度とする現行制度を堅持すること。
- (4) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (5) 地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

2. 地方交付税総額の確保と法定率の引上げ

- (1) 都市自治体が直面している医療、介護、子育て等社会保障などの経常的行政サービスや、道路・橋梁、学校等の改修費用などの増大、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
- (2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方自治体の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

以上決議する。

平成 25 年 6 月 5 日

全 国 市 長 会

社会保障制度の充実強化に関する決議

我が国の社会保障制度は、少子高齢化、経済の長期低迷、雇用環境の変化、貧困・格差問題、世代間の不公平、さらに家族や地域のつながりの希薄化等の社会経済情勢の変化に対応するため、改革が求められている。

社会保障の受益と負担の当事者は住民であり、改革の実施に際しては、住民と常に向き合っている都市自治体の意見を確実に反映する必要がある。

もとより都市自治体は、社会保障は国との信頼・協力関係に基づき着実に推進すべきものと強く認識し、地域の実情に即した諸施策を実施し、懸命の努力を傾注しているところである。

よって、国は、都市自治体が社会保障の最前線において中心的役割を果たしていることに鑑み、持続可能で安定的な社会保障制度を構築すべく、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1. 社会保障・税一体改革について

(1) 社会保障制度について

社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ法制上の措置等を講じるに当たっては、国と地方の協議の場等において十分協議を行い、都市自治体の意見を的確に改革に反映すること。

(2) 社会保障に係る安定財源の確保について

都市自治体の社会保障サービスを持続的に提供できるよう、国の画一的な制度では対応できないニーズを地方単独事業と組み合わせて社会保障を維持しているという実態を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障サービスに係る財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、安定的な財源を確保すること。

(3) 社会保障・税番号制度の円滑導入のための自治体支援について

① 社会保障・税番号制度はすべての国民が対象となるものであることから、導入に当たって混乱が生じることのないよう、国は責任を持って十分な周知を行うこと。

② 社会保障・税番号制度の導入や運営等に関し、都市自治体に対し新たに生じる費用については、そのすべてについて国において万全の財政措置を講じるこ

と。

- ③ 社会保障・税番号制度の円滑な導入と安定した運用のため、システムの仕様やマニュアル等を早期に地方公共団体に示すこと。

併せて、新制度導入に伴い必要となる既存システムの改修等についても支障が生じないように、必要な情報等を提供すること。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 社会保障制度改革国民会議においては、医療計画の策定者である都道府県を国保の保険者とする方向で検討していくこととしている。国民会議の方向性を尊重し、国保の構造的問題の解決や財政基盤の強化を図り、持続可能な制度として、施行時期を明確にしたうえで、早急に都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合を行うこと。

あわせて、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

- (2) 国保は、被用者保険からの退職者等、前期高齢者の大半を受け入れているため、財政的な構造問題を多く抱えている。その解決に向けて、社会保障制度改革国民会議において提案されている後期高齢者支援金への総報酬割の拡大等、新たな制度の見直しによって生じる財源については、国保への支援対策として活用すべきであること。

- (3) 社会保障・税一体改革による保険者支援制度の拡充及び低所得者保険料軽減の拡大等の財政基盤強化策として必要な 2,200 億円を確保し、平成 26 年度の消費税率 8%への引上げ時に確実に実施すること。

3. 地域医療体制の充実について

医師や看護師等の不足、地域間・診療科間等の偏在を解消し、安心して質の高い医療サービスを安定的に提供するため、医師・看護師等の絶対数を確保するとともに、必要な財源を確保すること。

4. 介護保険制度について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

- (2) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (3) 特に、社会保障・税一体改革による第1号保険料の低所得者保険料軽減強化策として必要な1,300億円を確実に確保すること。

5. 子ども・子育て支援新制度等について

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。
- (2) 新制度の本格施行に向け、その詳細を検討するに当たっては、都市自治体と丁寧な協議を行い、その意見を十分反映させること。
- (3) 待機児童解消について、都市自治体の実情に応じた取組みを推進するため、先般示された「待機児童解消加速化プラン」を早期に具体化するとともに、所要の財源を確保すること。

6. 生活保護制度等について

- (1) 生活保護制度の見直しについては、受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況に対処し、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、必要な法整備を行い、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を実施するための所要の措置を講じること。

また、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、今後も都市自治体と協議し、その意見を制度に反映すること。

- (2) 生活困窮者自立支援制度を円滑に運営するためには、相当の財源とマンパワーを要することや、関係機関の機能と役割の整理が必要であること等から、本格施行に向けた詳細の検討に当たっては、都市自治体をはじめ、現場を担う社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等の関係者と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映すること。

また、制度を円滑に施行し、生活困窮者が必要な支援を受けることができるよう、国民や都市自治体等の関係者に対し、十分な周知を図ること。

- (3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障する

ナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

以上決議する。

平成 25 年 6 月 5 日

全 国 市 長 会